

-----Original Message-----

From: 障害福祉情報サービスかながわ <jiritsu.shien@rakuraku.or.jp>
Sent: Thursday, September 22, 2022 3:06 PM
To: jiritsu.shien@rakuraku.or.jp
Subject: ●相模原市新型コロナワイルスワクチン接種推進課からのお知らせ
●新型コロナワイルスワクチン（オミクロン株対応ワクチン）について

日頃より、本市の保健衛生行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのオミクロン株対応ワクチンについて、市内の医療機関に対し9月末にかけて、順次配送する予定となっております。

つきましては、障害者支援施設等での訪問接種においても、医療機関にワクチンが届き次第、3・4回目接種に使用するワクチンは、従来ワクチンからオミクロン株対応ワクチンに変更となりますので、ご承知おきください。

※オミクロン株対応ワクチンへの変更に伴う、接種券の変更はありません。

※現時点ではオミクロン株対応ワクチンの接種は1人1回までです。

※1・2回目接種にはオミクロン株対応ワクチンは使用できません。1・2回目接種には引き続き従来ワクチンを使用しますので、1・2回目接種を希望される方がいる場合は、医療機関と十分に調整を行ってください。

＜参考＞

市内医療機関及び集団接種会場では次のとおりオミクロン株対応ワクチンでの接種を開始します。

個別接種：9月23日（金）～ 集団接種：9月28日（水）～

＜市ホームページ＞

○ オミクロン株対応ワクチンの接種

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenyobo/1019910/1022588/1024330/1026067.html>

○ 高齢者施設等での新型コロナワイルスワクチンの4回目接種について

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kaigo/1025395.html>

-----Original Message-----

From: 障害福祉情報サービスかながわ <jiritsu.shien@rakuraku.or.jp>

Sent: Thursday, September 22, 2022 6:05 PM

To: jiritsu.shien@rakuraku.or.jp

Subject: ●相模原市からのお知らせ

●高齢・障害者施設等従事者等に対する集中的検査の実施に関する調査について（依頼）

高齢・障害者施設等 管理者様

日頃より、市政に御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、Withコロナの新たな段階への移行を進める中で、高齢・障害者施設等におけるクラスター対策を強化することが重要であることから、施設等の従事者等に対する集中的検査（※）の実施を要請しています。

これを受けて、本市では、市内の高齢・障害者施設等の従事者等を対象に、抗原検査キットを用いた集中的検査の実施について検討しており、このたび、各施設等における検査実施の意向や検査対象となる従事者数等についての調査を行うことといたしました。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨を御理解いただき、次の要領にてご回答くださるようお願ひいたします。

※集中的検査について

- ・検査対象 高齢・障害者施設等の従事者
- ・検査方法 市が別途配布する抗原定性検査キットによる
- ・検査期間 感染拡大期（3か月間）（検査開始時期は未定）
- ・検査頻度 週3回

【実績報告について】

集中的検査を行うために抗原検査キットの配布を受けた施設等においては、検査開始後、毎週、市への結果報告が必須となります。（報告方法は未定）

1 対象施設・事業所等

集中的検査を行う意向がある高齢・障害者施設等

※意向がない施設等は回答不要

2 回答内容

- ・施設名等の基本情報
- ・実施しているサービス種別等の選択
- ・サービス種別ごとの施設等数及び従事者数等

3 回答方法

高齢・障害者施設等ごとに「電子申請システム」により回答

※次のリンクから回答してください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/141500-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=39922

4 回答期限

令和4年9月27日（火）午後5時（厳守）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市 福祉基盤課 総務・育成班

TEL:042-707-7046

政 府

物価高騰で新交付金

介護などへの支援強化

政府は高騰する燃料費や食料費などの影響を受ける事業者への支援を強化するため、交付金の中に、新たな「電力・ガス・食料」の予算を充てるとし、染症対応地方創生臨時品等価格高騰重点支援

支援を強化するため、「交付金」の中に、新たに「電力・ガス・食料」の予算を充てるとし、9月20日までに詳細を

交付金」を創設する。総額6000億円自治体に通知した。

9月31日までに実施計画を内閣府に提出する必要がある。

重点交付金は物価高

騰に対する追加の支援策で、より効果的な活用が見込める事業を推奨メニューとして提示している。その一つに介護施設、障害福祉サービス施設、保育所などへの支援が挙げられている。

介護、福祉現場ではコロナ対策に追われる中で物価高騰が施設の運営に大きな影響を及ぼしているとして、全

国老人福祉施設協議会、全国社会福祉法人経営者協議会などが支援の拡充を要望している。

(樺戸新)

老施協など 拡充を要望

2 補正予算案の内容

(1) 物価高騰等対策

194 億 3,057 万円

事業名及び事業概要		補正予算額													
①医療機関等の光熱費等に対する支援	電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、支援金を支給する。	51億2,361万円													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院、有床診療所</td><td>4.4 万円／床</td></tr> <tr> <td>無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所</td><td>10 万円／施設</td></tr> </tbody> </table>	支援対象	支援額	病院、有床診療所	4.4 万円／床	無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所	10 万円／施設								
支援対象	支援額														
病院、有床診療所	4.4 万円／床														
無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所	10 万円／施設														
②福祉施設等の光熱費等に対する支援	電気代・ガス代等の高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。	77億8,543万円													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設等、障害福祉施設等</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 入所施設</td><td>ア 3 万円／名（定員あたり）</td></tr> <tr> <td>イ 通所系事業所</td><td>イ (介護サービス事業所) 大規模 40 万円／事業所 小規模 20 万円／事業所 (障害福祉サービス事業所)</td></tr> <tr> <td>ウ 訪問系事業所</td><td>20 万円／事業所 ウ 10 万円／事業所</td></tr> <tr> <td>児童養護施設等</td><td>2.4 万円／名（定員あたり）</td></tr> <tr> <td>救護施設等</td><td>3 万円／名（定員あたり）</td></tr> </tbody> </table>		支援対象	支援額	高齢者施設等、障害福祉施設等		ア 入所施設	ア 3 万円／名（定員あたり）	イ 通所系事業所	イ (介護サービス事業所) 大規模 40 万円／事業所 小規模 20 万円／事業所 (障害福祉サービス事業所)	ウ 訪問系事業所	20 万円／事業所 ウ 10 万円／事業所	児童養護施設等	2.4 万円／名（定員あたり）	救護施設等	3 万円／名（定員あたり）
支援対象	支援額														
高齢者施設等、障害福祉施設等															
ア 入所施設	ア 3 万円／名（定員あたり）														
イ 通所系事業所	イ (介護サービス事業所) 大規模 40 万円／事業所 小規模 20 万円／事業所 (障害福祉サービス事業所)														
ウ 訪問系事業所	20 万円／事業所 ウ 10 万円／事業所														
児童養護施設等	2.4 万円／名（定員あたり）														
救護施設等	3 万円／名（定員あたり）														
※ 政令市・中核市分は市に対する補助															
③私立学校の光熱費等に対する支援	電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減するため、支援金を支給する。	2億8,434万円													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 小中高特*</td><td>ア 20 万円～410 万円／校</td></tr> <tr> <td>イ 幼稚園</td><td>イ 20 万円／園</td></tr> <tr> <td>ウ 専修学校</td><td>ウ 40 万円／校</td></tr> <tr> <td colspan="2">(共通) 給食実施加算 10 円／1 食</td></tr> </tbody> </table>		支援対象	支援額	ア 小中高特*	ア 20 万円～410 万円／校	イ 幼稚園	イ 20 万円／園	ウ 専修学校	ウ 40 万円／校	(共通) 給食実施加算 10 円／1 食					
支援対象	支援額														
ア 小中高特*	ア 20 万円～410 万円／校														
イ 幼稚園	イ 20 万円／園														
ウ 専修学校	ウ 40 万円／校														
(共通) 給食実施加算 10 円／1 食															
※ 小中高特：小学校、中学校、中等教育学校、高校、特別支援学校															

■勧告の主なポイント

強制入院

障害者の強制入院に上つて自由を奪うことと認めるすべての法的規定の発生

精神科病院のあり方

強離・身体拘束、強制搬送など強制治療を正当化する法律への懸念など

脱服殴化

障害児を含む障害者の施設収容の廃止など

インクルーシブ教育

分離された特別教育をやめるため、すべての障害のある生徒が合理的な配慮と必要な個別の支援を受けられるようにしてることなど

強制入院や分離教育 廃止勧告

障害者権利条約 日本を国連審査

人口1千人あたりの精神医療分野での病床数

日本医師会の資料から



強制入院の廃止は、高い病床数の無期限の入院の禁止や、施設から地域生活への移行を目指す法的な枠組みづくり、障害のある子供となりうるがともに学ぶ「インクルーシブ教育」の確立のために、すべての障害のある生徒が個別支援を受けられるよう計画を立てることで対応が必要性が指摘された。

また、障害者の強制入院を「差別」とし、自由を奪ふとした。全国「精神病患者団体の運営委員会」が、「差別」として、自由を奪ふことを認められなかった。日本は14年に批准

した。障害児を含む障害者の施設収容の廃止などを認めた。障害者の強制入院や分離された特別な教育などをやめるよう求めた。審査では政府の対策が不十分な課題が明らかとなり、障害者が明らか改善を急ぐべきだとする声が上がった。

勧告では、精神科病院で問題が明らかとなり、障害者が明らか改善を急ぐべきだとする声が上がった。

一方で、地域移行をめぐる障害者権利委員会は、「ございません。桜を施設の外や中で楽しめ、ピクニックをする方もいらっしゃいます。一方で地域移行を進めることも極めて重要」

と述べた。静岡県立大名脳癡教諭は、「精神医療やインクルーシブ教育など国内で課題が多い」と指摘する。

多い精神科病床 力ギで管理も

220914 国連勧告で文科相 (神奈川新聞20面・社会)

永岡桂子 文部科学相は13日の閣議後記者会見で、国連の障害者権利委員会から障害児を分離した特別支援教育をやめるよう勧告されたことに對し「多様な学びの場で行われる特別支援教育を中止することは考へて

特別支援学級からの転校 断られ

いない。勧告を踏まえ(障害の有無にかかわらず共に学ぶ)インクルーシブ教育を推進する」と述べた。

文科省によると、通常の学校や学級とは別に、障害のある児童生徒が学ぶ場として特別支援学校などを設けており、また通常学級に在籍しながら、必要に応じて別室などで授業を受けれる「通級指導」もある。普段は障害が

「ひづみ」がくらむ分野について踏み込んでおり、的を射た内容。

今年8月下旬にはスイスで開催された国連の障害者権利委員会は、日本政府の代表団に会が日本の取り組みを初めて審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

て審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などを定めた。障害者権利条約について、国連の委員会が日本の取り組みを初め

脱施設どう進める

知的障害者の 自立てシンポ

知的障害者が入所施設ではなく地域の住居で暮らす「脱施設」について考えるシンポジウムが17日、京都市内を会場にオンライン形式で行われた。政府が障害者権利条約に沿った取り組みをしているか審査に携わった海外の識者を招き、現状と課題について意見を交わした。障害

学会と立命館大生存学研究所の共催。

(成田 洋樹)

障害者権利条約では、障害のある人が入所施設などの生活を余儀なくされないよう地域の住居で生活する権利が保障されている。今月上旬に国連障害者権利委員会から日本政府に初めて出された勧告では、脱施設に向けて関連予算の配分を施設から地域での自立生活支援に移すよう求めた。

基調講演したのは、同権利委副委員長で日本審査を主導したヨナス・ラスカス氏。「どこで誰どのように暮らすのか選択肢がない、生活形態も支援者も選べない施設での暮らしを強いられるのは人権侵害であり、重大な差別」として脱施設を進めよう訴えた。

シンポでは、同志社大准教授の鈴木良氏が、カナダにおける

脱施設の事例を紹介。「行動障害のある重度知的障害者が暮らしていた州立大規模施設が2004年に閉鎖される過程で、地元での生活内容や支援者を本人が選べるように個別給付方式が採用され、脱施設に一定の役割を果たした」と説明した。

東京家政大教授の田中恵美子氏は、地域の住居で支援を受けながら1人暮らしをしているケーラスを紹介。地域生活を支える重複訪問介護制度について「対象者の制限やニーズに合わせた公的給付がなされないことがあり、必要とする人に届いていない」と指摘した。

登壇者による討論では、地域生活の支援を

基調講演したラスカス氏(右上)。障害者権利条約の日本審査はオンラインで行われ、日本の障害当事者や家族らと交流した際の写真も紹介された。



脱施設へ予算配分を

国連が日本に初の勧告

障害者権利条約

国連の障害者権利委員会は9日、障害者権利条約により8月22、23両日にスイスで実施した日本政府への初審査の総括所見(勧告)を発表した。障害児・者の施設収容廃止(脱施設化)を求め、地域で他の人と対等に生活するための支援に予算配分することを求めた。勧告に法的拘束力はないが、日本政府は今後の法改正などでこの勧告に沿った対応を迫られる。(福田敏克)

勧告の中で「強く要請する」と力点を置いたのは第19条(自立した生活と地域社会への参加)と24条(教育)に関することだ。

19条では脱施設化を唱えた上で、「グループホームを含む特定の生活形態に住むことを義務付けられないように」と念を押した。

精神科病院についてもすべてのケースを見直し、無期限の入院をやめるよう要請している。障害者が他の人と平等に地域で自立した生活を送るための国家戦略と法的枠組みが欠如していると懸念した上で、人材、技術、資金を伴った対応を求め

分離教育も中止を
教育をめぐっては、障害児を分離した特別支援教育の中止を要請し、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する行動計画を探査するよう求めた。通常の学校が障害児の入学を拒めないようになることも要請した。

父権主義から脱却を

勧告は「障害のある女性」「就労」「移動」「情報へのアクセス」といったテーマごとに日本政府の対応に関する見解を「パラレルレポート」としてまとめ、国連に提出。スイスの審査会場に100人超の傍聴団も送り込んだ。

その象徴とも言えるのが第12条(法の下の平等)だ。ここでは民法による法的能力の制限に懸念を示し、「代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止すること」と勧告。支援付きの意思決定支援メカニズムを確立するよう求めた。

共に学ぶ教育推進を

障害者権利委員が講演

障害者権利条約を巡り、日本政府に改善勧告を出した国連障害者権利委員会のヨナス・ラスカス副委員長が20日、オンラインで講演した。多様性を尊重する社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進するよう訴えた。

審査は今夏に初めて行われ、ラスカス氏が主導。県内では相模原市在住で人口呼吸器を利用する小学4年生佐野涼将君(9)の通常学級への就学が認められておらず、市民団体が改善を求める報告書を同権利委に提出していた。

今月上旬の勧告は、特別支援学校・学級を設置して学びの場を分ける「分離教



育」の廃止に向けて、インクルーシブ教育を受ける権利を政策や法令に明記するよう要請。必要な支援が得られる通常学級への変革に向けて具体的な目標や期限、十分な予算を伴う行動計画を策定するよう促した。教育行政が通常学級就

暮らす「脱施設」との関連を説明。「インクルーシブ教育の実現なくして脱施設は進まない」として、地域で学び、暮らす取り組みを強化するよう訴えた。日本を含む締約国に対しても「この条約を守らなくても罰則は科されないが、人権の確保に向けて法的拘束力はある」として順守の必要性を強調した。

講演会は、日本障害フォーラムと立命館大生存学研究所の共催で行われた。
(成田 洋樹)

学を拒否することを認めない政策の導入も求めた。

ラスカス氏はインクル

社説

【2022.9.26】

障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」の実現に向けて重い問い合わせと言えよう。国連障害者権利委員会が、障害を理由に学びの場を分ける「分離教育」の廃止に向けて、インクルーシブ教育を推進するよう日本政府に勧告した。特別支援学校・学級に通う子が増え続ける状況を憂慮し、多様な子が共に学ぶ通常学級への変革を迫るものだ。政府は真摯に受け止め、政

分離教育「廃止」勧告

大転換へ歩みを進めよ

策に反映させるべきだ。

障害者権利条約は2006年に国連で採択され、日本は14年に批准した。締約国は条約に沿った対応をしているが定期的に審査を受ける必要がある。日本は今夏、初めて審査を受けた。

勧告は、障害のある子が通常学級への就学を希望しても拒否される事例があるほか、通常学級に在籍している子も十分な現状への懸念を示した。その上で、インクルーシブ教育を受ける権利を政策や法令に明記し、通常学級で必要な支援を得られる質の高い教育の実現に向けて

具体的な目標や期限、十分な予算を

伴う行動計画を策定するよう求めた。

勧告が突きつけているのは、障害のある子の障壁になっている通常学級のありようの是正である。

条約の解説文書は、インクルーシ

ブ教育の実現には通常学級の文化や方針、実践の変革が不可欠としている。日本はこうした変革を伴わずにても支援が不十分な現状への懸念を示した。その上で、インクルーシブ教育を受ける権利を政策や法令に明記し、通常学級で必要な支援を得られる質の高い教育の実現に向けて

工夫が欠かせない。

前提となるのは、条約が求めるインクルーシブ教育への理解である。永岡桂子文部科学相は会見で、分離教育の廃止について「考えていない」と否定的だったが、勧告軽視のそしりを免れない。

分離教育は戦前からの歴史があり、国が1979年に養護学校（現特別支援学校）の設置を都道府県に義務付けて定着している。廃止するのは容易ではないが、条約の尊重は締約国の責務であり重く受け止めるのは当然だ。勧告は旧来型の制度を根本から改める契機と捉えたい。

謹啓 初秋の候、時下ますますご清栄のことと拝察いたします。

さて、先般からは、大変お忙しい中、「当事者目線の障害福祉推進条例」の策定に向けての意見交換等にご対応いただき、誠に有難うございました。

おかげをもちまして、今月 7 日に、神奈川県議会に同条例案を提案することができました。条例案につきましては、先般、ご担当者さま宛てに電子メール等にてご送付させて頂きました。提案の直前のご送付となってしまい、誠に申し訳ございませんでした。

条例案をご参照いただきますと、これまでご説明して参りましたとおり、今回の条例案は、本県の障がい分野の基本条例を目指していることから、理念的な規定と、今後取り組むべき施策の骨格的な規定を中心として構成しております。

事務局といたしましては、先ずは、県議会で十分にご議論頂けるよう最大限注力して参ります。その上で、本県における、ともに生きる社会の実現に向けた具体的な取組みについて、今後、関係団体の皆さまはもとより、有識者、市町村の皆さまとさらに意見交換を行いながら、内容を深めて参りたいと考えております。

改めて、県議会での議論についてのご報告と、さらなる意見交換の実施について、日程のご相談を申し上げたいと存じます。どうぞ事情をご覧頂き、引き続きのご指導ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

謹白

令和4年9月12日

神奈川県福祉子どもみらい局
参事監（福祉企画担当）道駒 正成

障がい福祉関係団体 ご担当者様

謹啓 仲秋の候、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃多大なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の策定にあたっては、大変お忙しい中、意見交換等にご対応いただき、誠にありがとうございました

9月8日付けでお送りしました「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の議案について、その後10月3日及び10月7日の厚生常任委員会で審議され、原案どおり全会派からの賛成を得られましたので、ご報告いたします。

なお、全会派から、次の意見を付された上での賛成となっております。

【意見】

「施策の推進にあたっては、障がい当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受入れ体制のさらなる整備・拡充、担い手人材の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ柔軟かつ果斷に見直しを行うこと。」

(意見抜粋 以上)

また、条例の名称についても、議会から意見をいただき、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会を実現するという条例の目指す姿を、県民の皆様に分かりやすくお示しするため、条例の名称には、「ともに生きる社会を目指して」といった副題を、周知啓発の際に、必ず付していくことで、議会の了承を得られたところです。

今後、条例案については、10月14日（金）の本会議において、採決されれば正式に決まります。

何か不明な点がありましたら、ご連絡いただければ幸いです。

今後も、本県の障がい福祉の推進に向け、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和4年10月12日

関係者各位

福祉子どもみらい局共生推進本部室
利用者支援担当課長 平野 潤一

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお 大 贫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		欠席
4	かね 金 子 邦 良	法政大学法学部		出席
5	きむ 金 愛 運	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や 矢 島 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席

審議会意見反映せず

相模原市 答申案を軌道修正

差別禁止法

時代の正体

ヘイトスピーチ規制を含む人権条例に関する答申について検討している相模原市人権施策審議会が24日、開かれた。不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)に罰則規定を盛り込むことを7月の審議会で決定したが、市作成の資料には「罰則を付すか否かは決着してない」と記載されており、委員らが軌道修正する事態となつた。

7月の審議会では、不当な差別的言動と悪質な犯罪扇動を規制するため、答申

に罰則規定を盛り込むことを全会一致で決めた。その上で、罰則の適用は2~3年程度凍結することがあり得るとしていた。

しかし、市がこの日「確認したい事項」として示した資料には「罰則を付すべきかの判断は決着せず、市長が判断する」という共通認識でいいか」と記された。

(この点について、法政大教授の金子匡良委員は「審議会で一致した見解と違う。市長が『罰則をつけない』と判断する余地はない。」と強調した。

神奈川人権センター副理事長の工藤定次副会長も「罰則を付することは全会一致で決まった共通認識だ。事務局の認識はかなり違う」と苦言を呈した。

市の資料には「(規制対象や罰則の強度について)

金子委員は「市の資料に

多様な意見があり、一本化して答申することが困難だった」と「規制に当たっては慎重に検討を進めるべきだ」といった記載もあったが、この点についても委員から批判が相次いだ。

金子委員は「市の資料にも「ヘイトスピーチに関する多様な意見があり、一本化して答申することが困難だった」と「規制に当たっては慎重に検討すべきだ」といった記載もあったが、この点についても委員から批判が相次いだ。

は「審議会で(規制に)慎重な意見があつた」という文章がそこかしこにあるが、市長に「審議会はそう考へているのか」と予断を与えることになるのでよく

市の本気度を問う



答申案の通りヘイトスピーチに罰則を科す条例が相模原市で実現すれば

川崎市に続くものになれる。審議会では当初規制に慎重な意見もあつたが、市内ヘイト行為が激化したことを受け「罰則を設ける」

が虐殺されるというヘイトクラーム「津久井やまゆり園事件」が起きた自治体として、障害者への差別的言動も規制対象に含めること

でも一致をみている。罰則規定の「凍結条項」や「人権委員会」の設置も含めて

トスピーチによる迫害から市民を何とかして守ろうと

いう本気の証しだ。

答申案では、障害者19人が虐殺されるというヘイトクラーム「津久井やまゆり園事件」が起きた自治体として、障害者への差別的言動も規制対象に含めること

でも一致をみている。罰則規定の「凍結条項」や「人権委員会」の設置も含めて

実際の議論をねじ曲げて「規制は慎重に検討すべきである」「罰則については意見が割れている」とことによるとしたこの日の市人権・男女共同参画課の資料

はその対極にあるものとし、それだけで批判に値する。規制をしない逃げ道をつくらためだとしたら、答申という「お膳立て」をひっくり返しても人権を後退させ、再びのヘイトクラークムを招くつもりなのかと

る議論は昨年5月から始まり、いろいろ審議した結果、罰則規定を設ける案で決まりた。市には、今までの審議の経過をきちんと認識してほしい」と市の姿勢を疑問視した。

(松島 基子)

ヘイトスピーチによる迫害から市民を何とかして守ろうと

いう本気の証しだ。

答申案では、障害者19人が虐殺されるというヘイトクラーム「津久井やまゆり園事件」が起きた自治体として、障害者への差別的言動も規制対象に含めること

でも一致をみている。罰則規定の「凍結条項」や「人権委員会」の設置も含めて

実際の議論をねじ曲げて「規制は慎重に検討すべきである」「罰則については意見が割れている」とことによるとしたこの日の市人権・男女共同参画課の資料

はその対極にあるものとし、それだけで批判に値する。規制をしない逃げ道をつくらためだとしたら、答申という「お膳立て」をひっくり返しても人権を後退させ、再びのヘイトクラークムを招くつもりなのかと

る議論は昨年5月から始まり、いろいろ審議した結果、罰則規定を設ける案で決まりた。市には、今までの審議の経過をきちんと認識してほしい」と市の姿勢を疑問視した。

(石橋 学)

答申反映した条例を

相模原市民団体、市議会に要請

差別禁止法

を求めて

時代の正体

相模原市人権施策審議会でヘイトスピーチ規制を含む人権条例の答申が取りまとめられている中、市民団体「反差別相模原市民ネットワーク」は、答申内容を反映させ、実効性ある条例を制定するよう市議会の各会派に要請を行っている。設置)を専用に盛り込む」とで意見が一致している。

2会派は、審議会の答申案を評価するなども、議会での議論に意欲を示した。審議会は「知的障害者19人が殺害された「津久井やまゆり園事件」をヘイトスラ임と明記・人権・国籍・民族に加え、障害を事由としたヘイトスピーチを罰則で規制・被害者の支援・救済機能を持つ第三者機関が設置されれば、市民にとって大変心強い」と説いた。



これに対し、市民民主クラブの大沢洋子代表は「被虐者の支援・救済機能を持つ第三者機関が設置されれば、市民にとって大変心強い」と強調した。

10月中に成文化し、最終確認を行った後、本村賢太郎市長に提出する予定だ。

同ネットワークは同日、市役所を訪れ、市民民主クラブと共産の市議らと面談。田中俊策事務局長は審議会からは画期的な答申が出される予定だ。

市役所で「ヘイトクライム」については当初慎重な意見もあったが、市内でヘイトスピーチが繰り返されている現状を重く受け止め、「罰則は必要という意見でまとまりました」と強調した。

市民の対抗、効果発揮

市役所前へイト団体街宣「後退」

ヘイトスピーチを規制する条例を相模原市につくらせる行動を繰り返せまいと妨害行為を繰り返すレインストгрупп(日本第一党)の街宣が28日、市役所前で行われ、差別を許さない市民が「カウンター」で抗議した。第一党は街宣を後押ししようと毎週横浜

共産の松永千賀子団長も審議会が津久井やまゆり園事件を「ヘイトクライム」と位置付けたことに触れ、「事件はわがまちで起きた。障害者への差別をなくすた

めに行動していかなければならぬ」と受け止めた。同ネットワークは他の会派に対しても順次要請を行っている。

(松島 佳子)

ヘイトスピーチを規制する条例を相模原市につくらせる行動を繰り返せまいと妨害行為を繰り返すレインストрупп(日本第一党)の街宣が28日、市役所前で行われ、差別を許さない市民が「カウンター」で抗議した。第一党は街宣を後押しようと毎週横浜



市から駆け付ける高畠悦子さんは「第二党はナチスと同じだと、正体をばらされると手応えを口にする。萩山あみ氏は26、27日に行動していかなければならぬ」と受け止めた。

この日も「相模原市は旧統一教会への支持を表明した」という声明を差し出された。これは批判されるたびに別の問題を持ち出さざるを得ず、ますます攻撃的になつていて。抗議が効いている証拠で、音を上げて街宣をやめるまで続ける」と方話を始めた。(石橋 晴子)

も市役所前で卑劣な嫌がらせを行っていた。旧統一教会の靈廟法と本村賢太郎市長の子どもを守るために構案例にこじつける動画をインターネット上で拡散させた。

この日も「相模原市は旧統一教会への支持を表明した」という声明を差し出された。これは批判されるたびに別の問題を持ち出さざるを得ず、ますます攻撃的になつていて。抗議が効いている証拠で、音を上げて街宣をやめるまで続ける」と方話を始めた。(石橋 晴子)

障害者支援 手厚く

厚労省提出へ 就労、生活面に目配り

障害者の地域生活や就労への支援を手厚くしようと、厚生労働省が10月開会予定の臨時国会への提出を目指す閣連法改正案の概要が28日、判明した。1人暮らしや就労に向けた新たな仕組みの創設、精神科病院での虐待通報義務化などが柱。

障害者総合支援法や精神保健福祉法といった複数の改正案を束ね、10月上旬にも閣議決定する見通し。主に2024年度に施行したいたい考えだ。就労に関しては、障害者が少人数で共同生活するグループホーム(GH)について、1人暮らしやパートナーとの同居を望む人を支援する新たな種類を設ける方針。自立に向けGH入居中に調

理や掃除、買い物などを練習したり、転居後も一定期間、相談を受けたりできるよう法律で明確化する。

就労に関しては、本人の希望や能力に合った仕事を選べるよう「就労選択支援」という新しい仕組みを創設。企業で働き始めた際に、定着しやすいよう就労支援の障害福祉サービスも併用できるようにする。

このほか、一定割合の障害者雇用を企業などに義務付ける法定雇用率制度を巡り、週10時間以上20時間未満で働く人を算定に加える。対象は精神障害者、重度の身体障害者と知的障害者。短時間なら働くこという人たちの機会を広げる狙いだ。

精神科病院では、患者への虐待に気付いた職員らに対し、自治体への通報を義務付ける。強制入院の一つ

である医療保護入院について入院期間を定め、要件を満たしているか期間ごとに確認する規定も設ける。

220929 障害者支援 手厚く 関連法改正案提出へ(神奈川新聞 17面・地域)

障害者支援の関連法改正案ポイント
① 1人暮らしを支援する新しいタイプのグループホームを設けるため規定を整備
② 希望や能力に合った仕事を選べるよう「就労選択支援」を創設
③ 週10時間以上20時間未満で働く人を雇用率の算定対象に追加
④ 精神科病院での虐待通報を義務化

自閉症などの「強度行動障害」

支援拡充へ検討会設置

厚労省方針

重度の知的障害を伴う自閉症などで自傷や物を壊すといった激しい行動障害がある人について、専門的な人材を育て適切な支援方法を広げようと、厚生労働省が10月に有識者検討会を開ける方針を固めたことが23日、分かった。

「強度行動障害」と呼ばれ、全国に8千～2万5千人いると推計される。適切な支援や環境を提供すれば多くの行動障害は和らぐとするが、対応が難しいため虐待や身体拘束の対象になりやすい。厚労省の調査では、行動障害のある人は障害者虐待の被害の約3割を占める。厚労省は施設への報酬を手厚くするなどして、支援の質や受け皿を充実させたい考えだ。

強度行動障害は元々の障

害ではなく、知的障害や自閉症の一部に現れる状態。感覚過敏や特定のこだわりがあり、それを言葉で伝えられないため周囲がうまく対応できなかつたり、生活環境が合わなかつたりする。困った家族が施設を頼つても受け入れ先が限られるという実情がある。

厚労省の検討会は学者や先進的な支援をしている事業者、障害者団体の代表らを構成。厚労省は2013年度から施設職員を対象に強度行動障害に関する研修を実施している。検討会では研修の在り方や、支援方法をどう定着させるか話し合う。

「安全のため」悪循環も

厚生労働省が支援の拡充を検討する強度行動障害は、一般の人から見ると理解不能な行動を突然的にくり返したりするたまり繰り返したりするため、「安全のため閉じ込められ、全國に8千～2万5千人いると推計される。適切な支援や環境を提供すれば多くの行動障害は和らぐとするが、対応が難しいため虐待や身体拘束の対象になりやすい。厚労省の調査では、行動障害のある人は障害者虐待の被害の約3割を占める。厚労省は施設への報酬を手厚くするなどして、支援の質や受け皿を充実させたい考えだ。

強度行動障害は元々の障

方ない」という考え方にはりがちだ。ただ、それによって行動がさらに激しくなる悪循環に陥ることも多い。専門家は「行動の原因を探り、適切に対応すればほとんどの人は落ち着く」

と話す。

「自分の頭をたたき続け、絵や写真でコミュニケーションを取つたりする」人が吸いかかる」「物を繰り返し壊す」。こうした行動に施設の職員が困り果て、利用を断られるため家族が自宅で面倒を見るしかない。受け入れてくれる

公立施設は入所待ち。そこでも不適切な対応があつても、他に行き場はない。

強度行動障害がある人を巡っては、各地でこういった状況が見られる。最近明らかになつた県立「中井やまゆり園」の入所者閉じ込めや虐待、福岡市のNPO法人「さざなみ」理事長による障害児への虐待事件でも、背景に指摘されている問題だ。

自閉症の場合、独特のこだわりや感覚過敏があることが多く、知的障害を伴う自分でそれを表現できない。本人も苦しく、いら立ちやストレスが行動に表れると考えられている。

特性に合わせて部屋の環

境や対応方法を変えたり、絵や写真でコミュニケーションを取つたりする」人が吸いかかる」「物を繰り返し壊す」。こうした行動に施設の職員が困り果て、利用を断られるため

家族が自宅で面倒を見るしれない。受け入れてくれる

公立施設は入所待ち。そこでも不適切な対応があつても、他に行き場はない。

強度行動障害がある人を

令和4年9月28日

関東地区各都県市知的障害者福祉協会
会長 各位

関東地区知的障害者福祉協会
会長 山下 望
山梨県知的障害者支援協会
会長 山西 孝

令和4年度関東地区知的障害関係施設種別代表者会議
山梨大会の開催について（通知）

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より障害者福祉の向上に御尽力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本年度山梨県におきまして標記会議を開催いたします。本会議は関東1都8県3市の知的障害関係施設の種別代表者会議を中心に、諸問題について研究、討議し、知的障害者の福祉の向上を目的として開催するものです。

つきましては、会議の「開催要項」を送付いたしますので、貴会会員施設に周知され、ご参加が得られますよう格別の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参加申し込みについては各地方会より種別代表者様および関係者のご参加をいただき、各事務局単位で申込みいただきますようお願い申し上げます。

記

開催要項 同送（データ添付）

以上

問合せ先 山梨県知的障害者支援協会事務局
〒404-0201
山梨県山梨市三富川浦2203
白樺園内 担当山西、田村
TEL 0553-39-2714
FAX 0553-39-2713
E-mail sirakaba@ai.wakwak.com

【情報共有】⑥南区交流ラウンジでの活動 資料

南区地域福祉交流ラウンジ

相模大野アートクラフト市出店について

開催日：11月6日（日）：10:00～17:00

場所：南区地域福祉交流ラウンジ前通路

内容：福祉事業所自主製品販売会

参加団体：7事業所（五十音順）

- ・あーとはうす
- ・県央福祉会 きらら ふるーる 未来わかまつ
- ・社会福祉法人 相模福祉村 虹の家
- ・すずらんの家
- ・スワンベーカリー さがみはら店
- ・リッチフィールド
- ・レモンタイム工房

南区地域福祉交流ラウンジ

担当：関野

042-701-3388

○就労継続支援B型事業所

B型事業所

事業所名	申請者(法人)	年度			令和3年度		
		対象者延人数	月額 工賃支払総額	月額 工賃平均額	対象者延勤員数	月額 工賃支払総額	月額 工賃平均額
284 ワークショップ・SUN横山	社会福祉法人すずらんの会	20	214	13,404,130	48,920.2	30,945	13,404,130
272 ワークショップ・SUN	すずらんの会	20	238	10,725,530	45,065.3	23,387	10,725,530
285 シーン相模大野	特定非営利活動法人ともに会	20	507	15,111,840	29,806.4	32,295	15,111,840
497 「いずみの郷」	社会福祉法人ざま泉水会	20	180	5,230,948	29,060.8	13,289	5,230,948
266 グリーンハウス	すずらんの会	40	435	11,948,440	27,467.7	49,036	11,948,440
321 ガンバワーク	合同会社がんばろう	20	72	1,947,650	27,050.7	4,604	1,947,650
300 グッドジョブA古淵・相模大野	株式会社グッドジョブA	10	70	1,876,004	26,800.1	3,144	1,876,004
301 すずらんの家	すずらんの会	10	96	2,078,310	21,649.1	11,172	2,078,310
325 コネクト	合同会社オハナ	20	70	1,416,528	20,236.1	3,980	1,416,528
304 ほのぼのグループⅦ	社会福祉法人 あすなろ会	20	73	1,469,633	20,132.0	7,002	1,469,633
296 アピラ	株式会社CFP	20	240	4,801,264	20,005.3	13,550	4,801,264
293 一葉 相模原事業所	株式会社CFP	20	261	4,885,833	18,719.7	13,031	4,885,833
265 ワークショップ・フレンド	すずらんの会	10	128	2,332,880	18,225.5	7,870	2,332,880
282 レインツリー	(株)ナチュラルライフサポート	20	315	5,352,600	16,992.4	20,243	5,352,600
269 リッチフィールド	社会福祉法人慈母会	30	256	4,348,853	16,987.7	28,001	4,348,853
308 レインツリー・湘野辺事業所	株式会社ナチュラルライフサポート	20	301	5,030,075	16,711.2	15,545	5,030,075
292 一葉 橋本事業所	株式会社CFP	20	277	4,504,857	16,263.0	13,750	4,504,857
294 シーン橋本	特定非営利活動法人ともに会	20	414	6,649,940	16,062.7	17,781	6,649,940
328 bloom	一般社団法人みらいふ	20	48	767,730	15,094.4	2,293	767,730
288 ポレポレ	OPEN SESAME株式会社	20	91	1,415,326	15,553.0	5,728	1,415,326
273 ほのぼのグループ	社会福祉法人 あすなろ会	20	203	3,143,824	15,486.8	6,784	3,143,824
297 ワークやまのべ	湖北福祉会やまのべ	20	254	3,914,205	15,410.3	17,725	3,914,205
276 ほのぼのグループIV	社会福祉法人 あすなろ会	40	350	5,327,287	15,220.8	24,230	5,327,287
287 隠だまり作業所	株式会社陽だまり	20	211	3,205,900	15,193.8	13,717	3,205,900
330 就労継続支援B型事業所サイントット	特定非営利活動法人草椅子の会サイレント	20	8	121,400	15,175.0	607	121,400
268 照手	社会福祉法人相模福社群	10	115	1,741,730	15,145.5	10,558	1,741,730
271 プリントショップビコ	特定非営利活動法人グループビコ	14	234	3,521,655	15,049.8	19,720	3,521,655
317 就労継続支援B型事業所 ネクサス	株式会社CFP	20	233	3,495,948	15,004.1	10,436	3,495,948
303 ラフレックス・オダサガ	一般社団法人ラフレックス	20	509	7,322,071	14,385.2	19,248	7,322,071
299 指定就労継続支援B型事業所 ハッピーワーク	株式会社 プレイグラウンド	20	305	3,904,840	12,802.8	16,713	3,904,840

○就労継続支援B型事業所

事業所名	申請者(法人)	定員	月額		年間額		令和3年度
			対象者延べ人数	工賃支払額	対象者延べ人数	工賃支払額	
275 青空	社会福祉法人 相模福祉村	10	105	1,323,430	12,604.1	7,820	1,323,430 169.2
302 スマイライフ株式会社	スマイルライフ株式会社	20	253	3,076,050	12,158.3	8,544	3,076,050 360.0
310 コラボニア(旧かがやき南)	株式会社エクシオジャパン	20	184	2,186,585	11,883.6	8,172	2,186,585 267.6
277 ほのぼのグループⅡ	社会福祉法人 あすなろ会	40	444	5,014,786	11,294.6	22,694	5,014,786 221.0
279 ほのぼのグループⅣ	社会福祉法人 あすなろ会	40	352	3,854,846	10,951.3	15,920	3,854,846 242.1
281 かわせみの家	社会福祉法人かわせみ会	30	415	4,490,702	10,821.0	12,154	4,490,702 369.5
318 サニースポット相生B型事業所	株式会社チャレンジプラットフォーム	20	261	2,820,013	10,804.6	7,793	2,820,013 361.8
291 株式会社アブニス	株式会社アブニス	20	269	2,850,850	10,598.0	26,995	2,850,850 105.6
323 離苦福祉サービス あんぱー	株式会社アイスリー	20	55	561,170	10,203.1	2,346	561,170 239.2
312 ほのぼのグループⅢ	社会福祉法人 あすなろ会	40	369	3,719,111	10,078.9	33,997	3,719,111 111.4
298 株式会社アブニス横本事業所	株式会社アブニス	34	367	3,672,800	10,007.6	34,623	3,672,800 106.1
314 ブリーンホーム	一般社団法人相友会	20	248	2,480,426	10,001.7	11,880	2,480,426 208.8
320 就労継続支援B型 銀河 相模原	アンダーネットワークス株式会社	20	269	2,564,767	9,534.4	8,950	2,564,767 286.6
286 マイトリー	株式会社 オタケ	20	218	1,959,815	8,990.0	10,721	1,959,815 182.8
316 就労継続支援B型事業所ブレンド	特定非営利活動法人やきの会	38	368	3,306,025	8,983.8	17,560	3,306,025 188.3
289 相模クラーク学園	社会福祉法人相模福祉村	10	62	549,690	8,866.0	3,919	549,690 140.3
295 くれあ	社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会	14	263	2,315,402	8,803.8	9,758	2,315,402 237.3
309 相模原なほし	社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会	20	261	2,281,486	8,741.3	16,573	2,281,486 137.7
327 クローバー橋本	株式会社Flatvillage	1	4	33,600	8,400.0	223	33,600 150.5
267 瞑想者支援センター多機能型事業所	相模原市社会福祉事業団	14	183	1,523,080	8,322.8	13,407	1,523,080 113.6
280 ほのぼのグループⅦ	社会福祉法人 あすなろ会	40	541	4,494,641	8,308.0	25,430	4,494,641 176.7
315 すけつとnishinon	特定非営利活動法人すけつと	20	216	1,775,416	8,219.5	9,261	1,775,416 191.7
324 就労継続支援センター多機能型事業所	アンダーネットワークス株式会社	20	59	458,800	7,776.3	1,336	458,800 343.4
305 腹だまり第2作業所	株式会社 腹だまり	20	151	1,128,723	7,475.0	14,214	1,128,723 79.4
326 ピアニア横山公園	株式会社 東京美生	20	80	591,522	7,394.0	3,318	591,522 178.3
283 魚光園	特定非営利活動法人NEO	20	216	1,462,892	6,772.6	23,940	1,462,892 61.1
270 シンボニア	特定非営利活動法人さがみメンタル・ケア・セ	20	239	1,618,248	6,770.9	6,283	1,618,248 257.6
319 Larimar	合同会社クリーンハート	20	297	1,971,273	6,631.3	11,727	1,971,273 168.1
322 サニースポット矢部	株式会社チャレンジプラットホーム	20	71	464,400	6,540.8	2,322	464,400 200.0
276 あみ	社会福祉法人らつく	30	752	4,374,735	5,817.5	18,104	4,374,735 241.6

○就労継続支援B型事業所

B型事業所

事業所名	申請者(法人)	定員	月額			令和3年度		
			対象者延人数	工賃支払総額	工賃平均額	労働者延時間数	工賃支払額	時間額
137 埼玉障害者ティサークルセンターつくしの家	福祉協会しづやま	20	242	1,353,009	5,590.9	5,499	1,353,009	246.0
306 就労継続支援B型クローバー上溝	株式会社FlatVillage	10	121	552,190	4,563.6	3,676	552,190	150.2
274 青葉ぶどう園	ジョン相模原	20	262	1,073,560	4,097.6	5,368	1,073,560	200.0
311 就労継続支援B型事業所 和が家	ユリケア株式会社	20	132	538,900	4,082.6	4,525	538,900	119.1
42 はだしの島	特定非営利活動法人ばと野草の会	0	0	0	0.0	0	0	0.0
45 ハード	特定非営利活動法人空	0	0	0	0.0	0	0	0.0
290 どんぐり	株式会社オールマイティスクアーサービス	0	0	0	0.0	0	0	0.0
307 はやぶさ	有限会社 ジータイム	0	0	0	0.0	0	0	0.0
313 ぼるて	株式会社 プロローグ	0	0	0	0.0	0	0	0.0
329 まーぶる	一般社団法人マーブル	10	0	0	0.0	0	0	0.0
合計		12,659	144,867	2,161,989,080	14,913.7	9,469,039	2,156,774,262	227.8
		12,659	144,867	2,161,989,080	14,914	9,469,039	2,156,774,262	228

○就労継続支援A型事業所

事業所名	申請者(法人)	定員	月額			年間額		
			対象者延人数	工賃支払総額	工賃平均額	対象者延時間数	工賃支払総額	工賃平均額
41 リアン	株式会社 千手	20	532	75,554,799	142,020.3	39,719	75,554,799	1,902.2
53 スワンカフェ&ベーカリーさがまち店	一般社団法人ディーセントワールド*	20	242	26,450,123	109,298.0	22,106	26,450,123	1,196.5
44 ラック	株式会社 千手	20	503	45,493,813	90,445.0	40,813	45,493,813	1,114.7
46 フーケ	株式会社 千手	20	529	45,117,340	85,288.0	41,158	45,117,340	1,096.2
50 グッドジョブム古瀬・相模大野	株式会社グッドジョブA	10	223	16,458,389	73,804.4	15,110	16,458,389	1,089.2
49 self-A 相武台	株式会社サンライト	20	300	25,951,086	86,503.6	24,128	25,951,086	1,075.6
43 コノペン	株式会社 千手	20	621	46,500,329	74,879.8	44,018	46,500,329	1,056.4
51 エルズエフ相模原	株式会社エルズエフ	20	204	14,719,969	72,156.7	13,948	14,719,969	1,055.3
55 ここのわ古淵	NPO法人ここのわ	20	53	5,983,103	112,888.7	5,760	5,983,103	1,038.7
52 ここのわ小田急相模原	NPO法人ここのわ	18	275	22,753,403	82,739.6	22,524	22,753,403	1,010.2
45 レストランあい	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会	10	120	6,624,166	55,201.4	14,147	6,624,166	468.2
48 self-A・相模原矢部	株式会社DOORS	0	0	0	0.0	0	0	0.0
54 HM	合同会社HM	0	0	0	0.0	0	0	0.0
56 あん's work	株式会社アンスタイル	0	0	0	0.0	0	0	0.0
57 ここわ様本	NPO法人ここのわ	18	0	0	0.0	0	0	0.0
合計		1,521	22,657	2,072,973,690	91,493.7	1,805,336	2,072,973,690	1,088.0

令和4年度 関東地区知的障害関係施設種別代表者会議開催要項

1. 趣旨

関東地区（1都8県3市）知的障害福祉協会の会長及び各種別の代表者等が一堂に会し、施設が直面する諸課題について研究、討議し、これを実践として活かすことにより、知的障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2. 大会テーマ

「障害者総合支援法改正法施行3年後の見直しに向けて～今考えるべきこと～」

3. 主催

関東地区知的障害者福祉協会・山梨県知的障害者支援協会

4. 後援

(財) 日本知的障害者福祉協会

山梨県知的障害児者生活サポート協会

5. 期日

令和4年11月25日（金）9：30～16：30

6. 方法

Zoomによるオンライン方式

7. 参加者

- ① 各都県市知的障害者福祉協会会长
- ② 各都県市知的障害者福祉協会種別代表者2名
- ③ 各都県市知的障害者福祉協会支援スタッフ部会長1名
- ④ 各都県市知的障害者福祉協会の事務局長等1名

8. 日程及び内容

11月25日（金）	
9：00	受付開始
9：30	開会式
10：00	中央情勢報告 日本知的障害者福祉協会政策委員会 副委員長 白石孝之 様
12：00	質疑応答
12：30	昼食
13：30	分科会開始
16：00	分科会終了
16：00	閉会式 *全国大会に向けて
16：30	終了

令和4年度 関東地区種別代表者会議分科会概要 山梨大会

会長・事務局長会議

テーマ：次期報酬改正に向けての意見集約

- ・情報交換
- ・報酬改正に向けた要望など
- ・第59回 全国知的障害福祉関係者職員研究大会に向けて

児童発達支援部会

テーマ：障害児施設の現状と課題、今後の展望

参加者それぞれから地域の状況を報告ください。コロナ禍における対応の工夫や困難な点なども含めて出てきた課題について、参加者からの自由な発言をいただきます。

①通所部門

コロナ禍における施設運営の実際と今後の課題について各県より報告。

(各県の児童発達支援センター、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス 各事業を運営する事業所より意見を徴収し持ち寄っていただけますようお願ひいたします。)

②入所部門

コロナ禍における施設運営の実際と今後の課題について各県より報告

(各県の児童入所施設より、コロナ禍・加齢児課題・今後の課題など、意見を徴収して持ち寄っていただけますようお願ひいたします。)

障害者支援施設部会

テーマ：入所施設の居住としての機能

①居住としての在り方。暮らす場所と活動(働く)場所を分ける事での生活のメリハリの実現。ただし配置基準や経営面等、課題をどう解決して実現していくか。

②入所施設の機能の多様化。セーフティネットの機能はもちろんだが、これまでの役割の幅を広げる。法人により地域移行、重度障がいの方の受け止め機能他、ご利用者に選択肢のもてる多様化した入所施設の役割をもっていく。多様化する機能をもった入所施設、グループホーム等同等の選択が叶うように。

各施設の自助努力だけでなく、法や制度のバックアップを求めたい。

③「住まい」を考えれば終末期までを想定する。一般家庭のように、在宅での最期を迎えるニーズ実現のため、医療機関との連携は欠かせない。「施設」という枠組みでなく「家」という認識に沿った体制や制度作りを考えたい。

日中活動支援部会

テーマ：社会生活の質、多様な活動と生活への支援

- ① 「社会参加の評価尺度」について・・・日中活動支援の事業目的は「社会参加」であると部会では提言しています。その内容を具体的に個人の生活の評価として「評価尺度」を作成しています。社会参加の指標となる「評価尺度」を作成するためには、実際に試用しながら内容を検討することも大切だと思います。
- ② 利用者の障害の重度化と高齢化に伴い、地域生活の継続のためには「日中活動」と「居住支援」との連携や社会資源の在り方について、人的支援以外に様々な内容（支援スキルの専門性、建物の設備や構造、人員体制と報酬の視点など）が必要だと思います。その実践に必要な取り組み内容や工夫について検討が必要になります。現在の取り組みの工夫や必要な内容、様々な課題について意見交換をしていきたいと思います。

生産活動・就労支援部会

テーマ：問われる専門性と発想力そして成果

我々は、「就労移行支援（36,716名）」「就労継続支援A型（77,307名）」「就労継続支援B型（290,559名）」「就労定着支援（13,141名）」（合計416,723名 社保審障害者部会資料より）の支援にあっている。利用者は、我々の支援に満足しているのか検証したい。

- ・障害者総合支援法改正法施行後3年後の見直し中間報告では、「就労選択支援（仮称）」というメニューが示され、専門性を活かした取り組みが求められている。このサービスについて議論したい。合わせて、「就労移行支援」「就労定着支援」についても触れてていきたい。
- ・就労継続支援A型・B型では、賃金・工賃の支給額を高めていくことが責務となっている。現状取り組み成功している内容や今後取り組もうとしている内容について議論したい。

地域支援部会

テーマ：次期報酬改定に向けて備えておく事

- ① 次期報酬改定において地域支援部会に関わる部分を部会長を中心に再確認
- ② その後様々な切り口で課題を整理して、地域支援部会としての考え方・方向性を整理していく
- ・次期報酬改定で新たなグループホームの類型“一定期間支援を受け一人暮らしに向けての準備を行う通過型のグループホーム”が誕生する事となる。しかしGHから一人暮らしへの地域移行が進まないのはGHの制度設計に課題があるからなのか… それとも受け止める地域社会側の課題なのか… それとも…
 - ・グループホームで重度障害者を支援する際の加算が再度手厚くなる事が想定されるが、加算を厚くすれば解決できるのか… それ以前の制度設計の課題なのか… それとも…
 - ・自立生活援助を実施する事業所が増えていかない要因は何か…
 - ・グループホームにおける重度障害者向け個人単位の居宅介護等の利用について恒久化できないのか…

等々、各県の委員の皆様に意見を頂き、クロストークで議論を深めていければと考えます

相談支援部会

テーマ：障害者総合支援法改正後3年後の見直しの動向と各地域の現状について

- ① 話題提供
3年後の見直しの方向性や最新の動向について、障害者就業・生活支援センターと相談支援事業について、部会長と副部会長にそれぞれお話をいただく。
- ② 情報共有
各都県市の現状と課題について事前の聞き取りシートに基づき報告をいただく。
- ③ 意見交換
全国的な課題と思われる課題やセンターと相談支援専門員の連携などのテーマについて、3年後の見直しの方向性を確認しつつ意見交換を行う。部会長と副部会長には適宜、助言をいただく。
- ④ まとめ
各地域で情報提供や意見交換を通じて、あらためて取り組もうと考えた内容や、今後関東地区単位で出来ると良いことなど共有する。

支援スタッフ部会

テーマ：感染症対策(主に新型コロナウイルス)

内容

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として各事業所にて行っている消毒や換気等対策の仕方を事業所ごとに意見をだしてもらい共有し今後の感染症対策に活かしてもらう。
- ② 新型コロナウイルス時行事やレクレーションの機会が減っている事がが多いと思うので代わりとなるレクレーションや交流等を意見してもらい今後の支援に活かしてもらう。